

公告第 30 / 18 号
平成 31 年 2 月 21 日

七十七銀行健康保険組合
組合員 殿

七十七銀行健康保険組合
理事長 鈴木 広一

あはき療養費の支払方法の選択について

標記について、平成 31 年 2 月 21 日開催の第 145 回組合会において承認されましたので、下記の通り公告します。

記

1. 支払方法選択の背景

あん摩マッサージ指圧、はり・きゅう（あはき）療養費の支払方法において、従来の償還払いに受領委任払いが追加されたことから、支払方法を選択するもの。

2. 支払方法

- （1）償還払いは、患者（被保険者）が施術側に 10 割支払い、患者が保険者に直接 7 割分を申請・請求し、保険者が患者に 7 割分を償還する。
- （2）受領委任払いは、患者（被保険者）が施術側に 3 割支払い、患者に委任を受けた施術側が 7 割分を保険者に申請・請求し、保険者が施術側に 7 割分を支払う。

3. 支払方法の選択

被保険者への指導など保険者機能を発揮しやすいため、これまで通り償還払いを選択する。

以 上